

ギグ・エコノミーと税制の諸課題

東京財団政策研究所研究主幹
中央大学法科大学院特任教授

森信 茂樹



はしがき 本稿は令和元年7月29日開催の会員懇談会における、東京財団政策研究所研究主幹 中央大学法科大学院特任教授森信茂樹氏の『ギグ・エコノミーと税制の諸課題』と題する講演内容をとりまとめたものである。

1. 拡大するギグ・エコノミー

デジタル経済の発達に伴い、個人が保有する遊休資産・労働・スキルなどを個人間でシェア（貸借や売買や提供）して収入を得るシェアリングエコノミーが生まれ、新たな成長機会や雇用機会となっている。

一方、その普及もあり、プラットフォームを通じて単発の契約に基づき労務を提供するギグ・ワーカー¹が増え、ギグ・エコノミーとしてとらえられている。わが国でも、安倍内閣の「働き方改革」により、副業・兼業が推奨され、今後ギグ・ワーカーの増加が予想される。所得

より自由時間を優先する若者の賛同も得て、ギグ・エコノミーは今後急速に拡大していく可能性がある。

このような新たな動きに、既存の法制・税制、さらには税務執行がミスマッチを起こしており、税負担の公平性の問題やタックス・ギャップ（Tax Gap）²の拡大などを生じさせている。

以下、ギグ・エコノミーに注目し、税制上の課題を検討しつつ、新たな税制・課税インフラなどを考えてみた。

2. ギグ・エコノミー、ギグ・ワーカーの特色

ギグ・エコノミー、ギグ・ワーカーは、これまでの伝統的な経済と比べて以下のような特色がある³。

第1に、事業者と労務提供者の間に、イン

¹ 本稿では、ギグ・ワーカーについて、クラウドワーカー、フリーランスなど呼び名は異なるが、インターネットのプラットフォームを通じて不定期に労務やスキルを提供する者、という意味で使っている。

² ここでいうタックス・ギャップとは、無申告・過少申告の増加、それに伴う税収減や納税モラルの問題まで含んだ概念として使っている。

³ EUROPEAN COMMISSION (2016)“COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS; A EUROPEAN AGENDA FOR THE COLLABORATIVE ECONOMY.”

・ DEPARTMENT FOR BUSINESS, ENERGY & INDUSTRIAL STRATEGY (2018)“THE CHARACTERISTICS OF THOSE in THE GIG ECONOMY; FINAL REPORT.”

・ HM GOVERNMENT (2018)“THE EXPERIENCES OF INDIVIDUALS IN THE GIG ECONOMY.”

ターネットのプラットフォームという仲介機能が介在することである。契約は発注事業者と労務提供者との間で行われ、報酬は事業者から直接、あるいはプラットフォーム経由でなど多様だが、一般的に、契約の仲介や支払いなどにプラットフォームが大きな役割を果たし、支払い等の記録は電子的にプラットフォームの手元に残る。一方、プラットフォームが海外に存在する場合があります、情報入手について問題が生じることがある。

第2に、そこで労務を提供するギグ・ワーカーは、労務の提供を主とするという点で、資本を使い人を雇う小売事業者やレストラン経営者といった伝統的の自営業者とは異なる。むしろ給与所得者に近い働き方である。非正規雇用の一形態であるという見方もあるが、比較的専門性の高い仕事が多いという特色がある。

3. プラットフォーマーの機能と税制

日本の代表的なクラウドソーシングの例を念頭に、プラットフォーム、発注者（事業者）、受注者（労務提供者）の関係を簡略に示すと、以下の通りである。

発注者と受注者はプラットフォーム上で結びつき、契約前交渉もプラットフォームを経由して行う。直接連絡は原則禁止され、契約は発注者と受注者の業務委託契約となる。報酬は、契約の時点で発注者からプラットフォームに仮払いが行われ、契約が完了すると、プラットフォームが利用料を差し引いて受注者に支払う。別途決済手数料がかかる場合もある。プラットフォームは、受注者から手数料を得ることが通常である。

受注者は、役務提供の対価として得た報酬・料金が収入となる。個人の場合、事業所得または雑所得に区分され、事業所得に該当すれば損益通算の対象になる。報酬・料金等が原稿料や講演料に該当する場合は、発注者が源泉徴収を行う。個人事業者は消費税の納税義務者となる

（免税点制度あり）。

4. ギグ・ワーカーの税制上の課題

ギグ・ワーカーは、給与所得者や伝統的な自営業者と異なる特色をもつ一方で、以下のような税制上の問題を生じさせている。

第1に、税負担の公平性の問題で、所得区分により税制上の取り扱いが異なることがその原因である。

わが国所得税は、所得を10に分類し、給与所得と事業所得・（規模が小さい、本業ではないことから雑所得になる場合もある）を明確に区別している。給与所得は、源泉徴収、年末調整、給与所得控除という経費の概算控除がセットとなっており、年末調整の結果多くの給与所得者は税務署に申告をすることが不要とされている。一方、事業所得は、経費の概算控除や源泉徴収制度はなく、自ら申告をする義務を負う。一方、予定納税制度が導入されている。ただし、税理士、弁護士、司法書士などに支払う報酬に対しては、源泉徴収制度が導入されている。

問題は、働き方が多様化する中、給与所得者の定義である「空間的・時間的拘束」という意味・考え方での区分が通用しない例が多くなっている。ギグ・ワーカーは自営業者（事業所得）なのか被用者（給与所得）なのか、必ずしも明確ではないということである。

事業所得と雑所得の区分も重要である。事業所得は、給与所得など他の所得との損益通算や、青色申告を要件に損失の繰越控除ができるが、雑所得であれば、他の所得との損益通算や損失の繰越控除はできない。エアビーアンドビーのホスト（雑所得）の場合に問題となりうる点である。

第2に、申告の手間の相違という問題である。給与所得者は、源泉徴収と会社による年末調整により、医療費控除などがある場合を除き、申告不要となるが、事業所得者は自ら税務申告を行う義務がある。

第3に、タックス・ギャップの拡大である。シェアリングエコノミーの発達は、CtoC取引の拡大などにより市場参加者の収入情報の入手を困難にさせる。一方ギグ・ワーカーの多くは税務申告経験のない者が多く、結果として、過少申告や無申告によるタックス・ギャップの拡大が予想される。

5. ギグ・エコノミーに対応した税制の構築

そこで、筆者は以下の検討が必要と考えている。

(1) 税負担の公平性の確保

ギグ・ワーカー（自営業者）と給与所得者の区分があいまいになることは、給与所得、事業所得、雑所得という現行所得区分の見直しが問われているといえよう。しかしそれには時間がかかるので、本稿ではその点を棚上げにしたうえで、双方の税負担の公平性を図るアプローチを考えたい。

負担の公平性の問題は、経費の取り扱いと収

入の捕捉の相違からくる。経費面では、現行の給与所得控除（概算控除）と実額経費のバランスの問題がある。

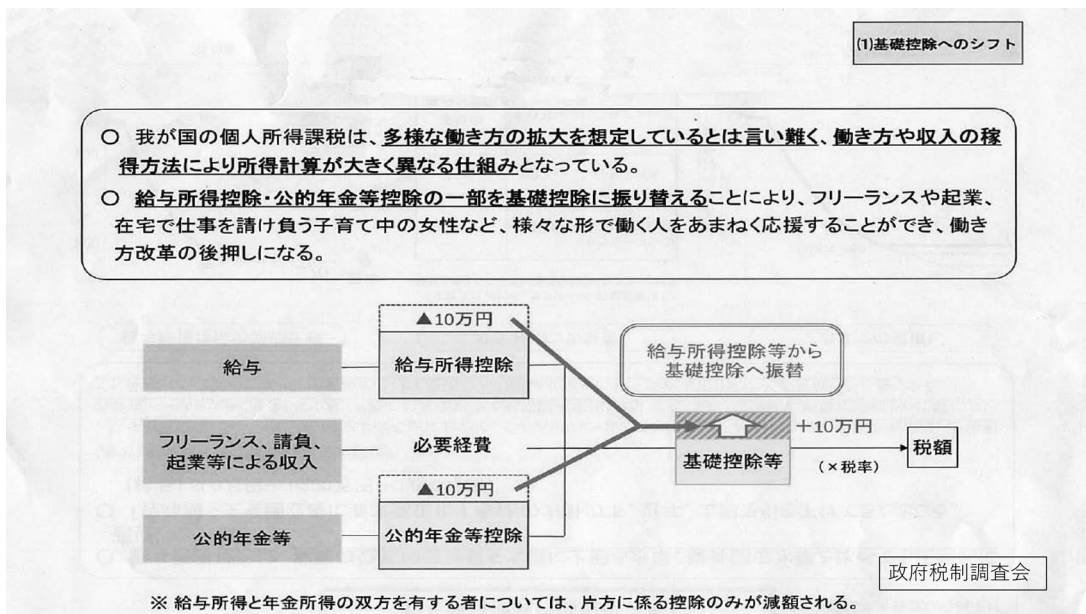
給与所等控除は、勤務費用の概算控除に加え、「他の所得との負担調整」のための特別控除と整理され、実額の経費より過大になっている。「他の所得との負担調整」とは、サラリーマンに特有の事情（有形・無形の負担、拘束を余儀なくされる働き方など）によると説明されているが、給与所得と（伝統的な）事業所得の捕捉の差が反映されたものと考えることが自然であろう。

クロヨンと呼ばれる所得の把握率の相違が、伝統的自営とは異なるギグ・ワーカーにどこまで当てはまるのか定かではないが、給与所得控除が実額経費より過大となっているという現状は、公平性の問題を生じさせているといえよう。

これを解消するには2つの方法が考えられる。

第1は、平成30年度税制改正の「給与所得控除を10万円縮小しその分基礎控除に付け替える」という内容をさらに進めることである。この結果個人事業者は、基礎控除が拡大されるこ

図表1 基礎控除へのシフト（案）



となる一方で、給与所得者は双方が相殺され負担は変わらないので、負担は公平化の方向に向かう。(図表1)

過大となっている給与所得控除(概算経費控除)を適正化(縮小)して、万人が適用を受ける基礎控除を拡大していくという税制改革の方向⁴は、与党税制改正大綱にも今後も継続する旨の記述がある。

第2の方法は、伝統的自営とは異なるギグ・ワーカーを定義し、一定の所得水準以下の者に、給与所得控除と同水準の経費の概算控除を与える特例を作ることである。第1の方法では、ギグ・ワーカーとは異なる伝統的自営業者まで恩恵が及ぶが、ギグ・ワーカーの税負担の公平化にフォーカスするべきだという認識である。その場合も、課税の適正化という観点からは、給与所得控除のさらなる見直し(縮小)とセットで行うことが重要だ。

ギグ・ワーカーの定義としては、プラットフォームを経由して、主として労務の提供をして所得を得る、サラリーマンと変わらない働き方をする者を対象とする。

現在租税特別措置法第27条で、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」が定められている。これは、家内労働者等の事業所得・雑所得(公的年金以外)の必要経費の合計額が65万円に満たないときは、65万円(2020年分より55万円)を必要経費として控除できる。

家内労働者とは、「家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」とされるが、これを、役務の提供を中心とするネットワークにも適用できるように拡大してはどうか。もっとも、適用に当たっては所得制限が必要となろう。この結果、ギグ・ワーカーにも概算控除が与えられ、負担の公平化につながるとともに、彼らの申告利便の向上にも役立つ。

(2) タックス・ギャップへの対応

第2に、タックス・ギャップへの対応である。ギグ・エコノミーでは、情報の結節点はプラットフォームで、そこからの情報入手、つまり情報申告制度(法定調書制度)の導入がタック

図表2 先進諸国の情報入手

フランス	フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。 フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。
イギリス	イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。
ドイツ	ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。
エストニア	2017年から、ウーバーが運転手の同意の下で、その運転手の収入情報を国税庁に提供し、国税庁が記入済み申告書に反映する仕組みを導入。
スウェーデン	ウーバーを含めたすべてのタクシー業界について、各運転手が民間の報告センターに運転情報を報告し、国税庁は報告センターに情報の提供を求めることができる。
米国	銀行やクレジットカード等の支払決済会社のほか、ペイパル等の第三者決済代行業者に対し、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。インターネット取引の拡大等を踏まえその提出範囲の拡大も提案されている。 また、法律に違反した可能性があると感じるに足る合理的な根拠が存在する場合などには、ジョン・ドゥ・サモンズ(不特定者に対する行政召喚状)という司法的手段による資料提出が可能。

政府税制調査会資料を筆者加工

⁴ 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)

ス・ギャップ対策にきわめて有効となる。(図表2)

米国の資料情報制度は極めて詳細で、銀行やクレジットカード等の支払決済会社のほか、バイパル等の第三者決済代行業者に対し、クレジットカード取引等で支払を受ける者に係る情報の提出を求める制度がある(内国歳入法典6050W(2))ことが特徴的だ。今後インターネット取引の拡大等を踏まえ提出範囲の更なる拡大も提案されている。

また、法律に違反した可能性があると思えるに足る合理的な根拠が存在する場合などには、ジョン・ドゥ・サモンズ(不特定者に対する行政召喚状)という司法的手段による資料提出が可能となっている。

フランスは2020年から事業者に対して、利用者間の取引情報を当局に報告させる法律を通した。またエストニアでは2017年からプラットフォームからの情報提供を義務付けている。

わが国では平成31年度改正で、税務当局が任意の形で情報提供を求める法律の根拠(国税通則法)を作り対応した。加えて高額や悪質の場合には、必要最小限の範囲で、より実効性を持つ形で照会できることとする一方で、事業者・納税者から不服申立てができるような制度も導入された。今後これを本格的な情報申告制度に変えていくことが課題となる。

問題は、ウーバーやエアビーアンドビーといった国境を超える海外のプラットフォームからどのように情報を入手するかという点で、これについては現在OECD・ポストBEPSの中で議論が行われている⁵。

ギグエコノミーは、事業者・労務提供者・プ

ラットフォーマーの三者からなるが、最も利益を受けているのは(一定規模以上の)プラットフォームである。彼らには電子的に支払い情報の記録が残されており、それなりの責任を負わせることがカギを握る。

その先には、源泉徴収制度の導入も検討すべきだ。源泉徴収制度は、一義的には税務当局側にメリットがあるが、納税者側にも、小規模の場合には源泉徴収で申告不要にすることによって納税の仕組みを簡素にするというメリットがある。年末調整(PAYE)の国イギリスでも、中期的な課題として、ウーバーを登録させたうえで、納税代理人に指定し源泉徴収させるシステムを検討している⁶。

エストニアは、個人事業者が国税当局に登録した銀行口座を開設し、その口座に振り込まれた収入の20%を銀行が源泉徴収し税務当局に収めれば本人は申告不要という簡素な方法を、自主申告制度との選択として導入した⁷。ウーバーの運転手や家庭教師やベビーシッターなどの小規模個人事業者にも適用される。

これらは、少額の納税者に対して申告の手間を軽減するための施策であると同時に、少額の稼得者を申告から解放することで税務当局のリソースを他のより有効な分野に振り向けることも狙った措置である。

わが国でも、クラウドソーシングの広がりなどで働き方の多様性が高まる中、雇用的自営業者・サラリーマンの副業など小規模の個人事業者の増加が予想されるので、同様な手当ても検討すべきであろう。

⁵ OECD“Tax Challenges Arising from Digitalization – Interim Report2018 Inclusive Framework on BEPS”

⁶ ・Office of Tax Simplification (2016)“The ‘Gig’ economy; An Office of Tax Simplification Focus paper.”

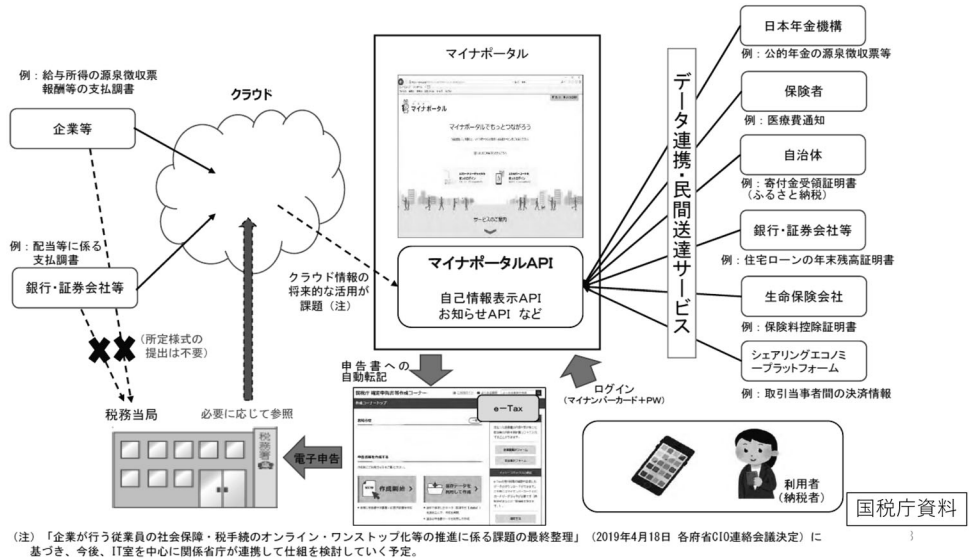
・Office of Tax Simplification (2017)“The ‘Gig’ economy – what does it mean for tax?”

・Office of Tax Simplification (2018)“Platforms, the platform economy and tax simplification.”

⁷ Head of Tax Department, Estonian Tax and Customs Board へのインタビュー

⁸ 拙著「デジタル経済と税」参照

図表3 将来のマイナポ申請の検討の方向性のイメージ (案)



(3) 申告の簡素化・利便性の向上としての日本型「記入済み申告制度」

第3に、ITを活用した申告の簡素化・利便性の向上である。EU34か国中28か国が導入している「記入済み申告制度」⁹⁾をモデルに、マイナンバーカード・マイナポータルとe-Taxを組み合わせた制度の構築が必要である。

具体的には、マイナポータルの「情報提供等開示システム」や「電子私書箱機能」を活用することにより、保険者からの医療支払情報、生・損保の保険料控除、住宅ローン控除に必要な証明書などの電子的受取りを可能にしてこれをe-Taxと連動させて申告につなげる仕組みである。2018年11月7日の政府税制調査会「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について」の参考資料ではこの方向が明示されている。(図表3) 国税当局が納税者に直接情報を記入する本来の記入済み申告制度とは異なるが、わが国の実情に合った対応ということであろう。いずれにしても、サラリーマンが副業・兼業で所得を得て税務申告が必要となる場合の利便性に大きく向上する。

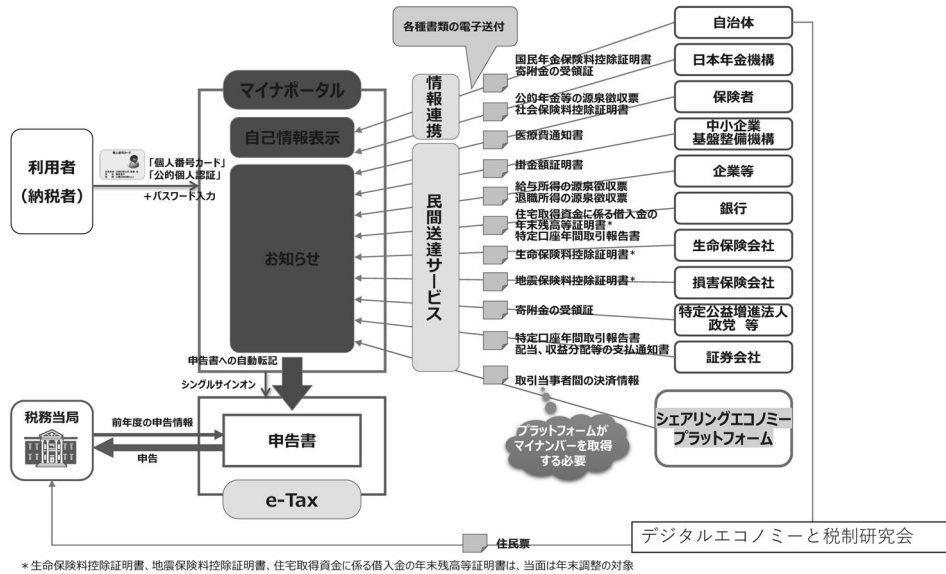
今後、一定規模以上のプラットフォーマーが

らマイナポータルに所得情報などを流す仕組みを作れば利便性はさらに向上する。図表4は、筆者が座長を務める「金融税制・番号制度研究会」、「デジタルエコノミーと税制研究会」がこれまで提案してきたシステムである。

加えて、給与所得の源泉徴収票、報酬・料金などの支払調書を支払者(証明書等の発行業者)と連携させれば、申告利便は飛躍的に向上する。そのカギを握るのは、現在政府部内で検討が進められているAPI連携と呼ばれものである。これは、政府が、必要な仕様をソフトウェア開発者に一般公開し、民間のソフトウェアと連携して民間のシステムからの電子申請をマイナポータルで受け付けたり、システム利用者が行政機関から入手した自らの個人情報を民間のシステムに提供することを可能にするものである。

ポータルは国民一人一人に帰属するもので、税務署がポータル経由で納税者の個人情報をのぞくということは仕組み上できない。この仕組みの活用より、給与所得者にも、民主主義の原点ともいえるべき、選択的に自主申告をする制度に向けての道が開ける。

図表4 日本型記入済み申告制度のイメージ



5. 最後に

正確な所得情報の把握は、タックスギャップの解消という税務当局の要請によるものだけではない。所得情報を社会保障官庁と共有することにより、セフティーネットを確実にするとともに、税と社会保障を一体的に運営することが可能になる。

第4次産業革命による社会変革の中で安倍政権の掲げる「働き方改革」を実行あるものにするためには、シェアリングエコノミーやギグエコノミーに柔軟かつ適切に対応するような税制・社会保障制度の構築が急務だ。

参考文献一覧

- ・拙著「デジタル経済と税」（日本経済新聞出版）2019年
- ・政府税制調査会（2017年、2018年）の一連の資料
- ・「金融税制・番号制度研究会」の各年の報告書、「デジタルエコノミーと税制研究会」の報告書（2018年）は、（一社）ジャパン・タックス・インスティテュートのホームページ（<http://www.japantax.jp/teigen/index.htm>）から入手できる。
- ・「『働き方改革』と税・社会保障のあり方」（東京財団政策研究所）（<https://www.tkfd.or.jp>）から入手できる。